

○総務省告示第三百十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第4の規定に基づき、平成十九年総務省告示第五百八号（無線設備規則別表第二号第4の規定に基づき、総務大臣が定める無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年九月十五日

総務大臣 寺田 稔

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
<p>「一〇十一 略」</p> <p>「十一」 宇宙無線通信を行う無線局の無線設備（第一項から第四項まで及び第七項から第十一項までに掲げるものを除く。）</p> <p>「十三」 略</p>	<p>「一〇十一 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>「十二」 同上</p>		
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>			